

令和6年9月9日

町 議 会 議 案

第 3 回
(定 例)

鹿 追 町

議 案 目 次

議 案 番 号	件 名	議 決 内 容
54	鹿追町デジタル手続条例の制定について	
55	鹿追町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	
56	令和6年度鹿追町一般会計補正予算（第6号）について	
57	令和6年度鹿追町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について	
58	令和6年度鹿追町下水道事業会計補正予算（第1号）について	
59	令和6年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第2号）について	
60	財産の取得について	
同意2	鹿追町公平委員会委員の選任について	
同意3	鹿追町教育委員会委員の任命について	
諮問1	人権擁護委員候補者の推薦について	
認定1	令和5年度鹿追町一般会計歳入歳出決算認定について	
認定2	令和5年度鹿追町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	
認定3	令和5年度鹿追町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について	
認定4	令和5年度鹿追町下水道特別会計歳入歳出決算認定について	
認定5	令和5年度鹿追町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	
認定6	令和5年度鹿追町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	
認定7	令和5年度鹿追町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定について	

議案第 54 号

鹿追町デジタル手続条例の制定について

鹿追町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の全部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年9月9日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町デジタル手続条例

鹿追町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成29年鹿追町条例第14号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって町民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 条例及び規則等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する管理規程を含む。以下同じ。）並びに地方自治法第252条の17の2第1項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定により町が処理することとなる事務について規定する北海道の条例及び北海道知事又は北海道教育委員会の規則（地方自治法第138条の4第2項に規定する規程を含む。）をいう。
- (2) 町の機関等 地方自治法第2編第7章に基づいて設置される町の執行機関、町議会若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法律及び法律に基づく命令並びに条例等により独立に権限を行使することを認められたもの及び同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。

- (3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- (5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき町の機関等に対して行われる通知をいう。
- (7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき町の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うもの及び裁判手続等において行うものを除く。）をいう。
- (8) 縦覧等 条例等の規定に基づき町の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。
- (9) 作成等 条例等の規定に基づき町の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。
- (10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

（情報システムの整備等）

第3条 町の機関等は、手続等における情報通信技術の利用の推進を図るため、情報システムの整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 町の機関等は、前項の措置を講ずるに当たっては、当該情報システムの安全性及び信頼性を確保するために必要な措置を講じなければならない。

3 町の機関等は、第1項の措置を講ずるに当たっては、これと併せて、当該情報システムを利用して行われる手続等及びこれに関連する事務の簡素化又は合理化その他の見直しを行うよう努めなければならない。

（電子情報処理組織による申請等）

第4条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、規則等で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける町の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該町の機関等に到達したものとみなす。
- 4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第9条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。
- 5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則等で定めるものをもってすることができる。
- 6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

- 第5条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、規則等で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則等で定める方式による表示をする場合に限る。
- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。
 - 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた

時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

- 4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則等で定めるものをもって代えることができる。
- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等(第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。)」とする。

(電磁的記録による縦覧等)

- 第6条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの(申請等に基づくものを除く。)については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。
- 2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

- 第7条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。
- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。
 - 3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則等で定めるものをもって代えることができる。

(適用除外)

第8条 次に掲げる手続等については、第4条から前条までの規定は、適用しない。

- (1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則等で定めるもの
- (2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの(第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。)

(添付書面等の省略)

第9条 申請等をする者に係る住民票の写しその他の規則等で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、町の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則等で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)

第10条 町長は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる町の機関等に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により随時公表するものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のために必要な事項は、規則等で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 55 号

鹿追町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

鹿追町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年9月9日

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町国民健康保険条例の一部を改正する条例

鹿追町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第13条中「第9項」を「第5項」に、「、若しくは」を「、又は」に改め、「又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の前日にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第九条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和 6 年度鹿追町一般会計補正予算（第 6 号）

令和 6 年度鹿追町の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 138,328 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,426,429 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の追加は、「第 2 表 継続費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 6 年 9 月 9 日 提出

鹿追町長 喜井知己

(歳入)

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11. 地方交付税		3,091,769	100,668	3,192,437
	1. 地方交付税	3,091,769	100,668	3,192,437
15. 国庫支出金		726,050	44	726,094
	1. 国庫負担金	151,364	12	151,376
16. 道支出金	2. 国庫補助金	525,467	32	525,499
	1. 道負担金	312,920	119	313,039
17. 財産収入	1. 道負担金	92,788	6	92,794
	2. 道補助金	208,800	32	208,832
	3. 委託金	11,332	81	11,413
18. 寄附金	2. 財産売払収入	76,497	100	76,597
	1. 寄附金	26,956	100	27,056
19. 繰入金		151,302	2,100	153,402
	1. 基金繰入金	151,302	2,100	153,402
21. 諸収入		854,162	2,422	856,584
	1. 基金繰入金	850,415	2,400	852,815
22. 町債	2. 特別会計繰入金	3,747	22	3,769
	3. 貸付金元利収入	462,790	28,904	491,694
歳入合計	5. 雑入	73,163	20,000	93,163
	1. 町債	373,576	8,904	382,480
歳入合計		726,700	3,971	730,671
		726,700	3,971	730,671
歳入合計		8,288,101	138,328	8,426,429

(単位：千円)

(歳出)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		2,367,309	8,868	2,376,177
	1. 総務管理費	2,348,765	8,787	2,357,552
	5. 統計調査費	767	81	848
3. 民生費		684,216	32,219	716,435
	1. 社会福祉費	520,037	32,122	552,159
	2. 児童福祉費	163,979	97	164,076
4. 衛生費		450,611	13,958	464,569
	1. 保健衛生費	364,189	13,958	378,147
5. 農林費		1,614,519	41,286	1,655,805
	1. 農業費	1,583,969	41,286	1,625,255
6. 商工費		242,624	843	243,467
	1. 商工費	242,624	843	243,467
7. 土木費		510,011	22,986	532,997
	1. 道路橋りょう費	326,203	15,304	341,507
	3. 都市計画費	42,051	682	42,733
	4. 住宅費	82,350	7,000	89,350
9. 教育費		947,227	16,068	963,295
	1. 教育総務費	683,788	13,086	696,874
	4. 社会教育費	88,149	1,077	89,226
	5. 保健体育費	58,999	1,905	60,904
11. 諸支出金		270,780	2,100	272,880
	1. 基金費	270,780	2,100	272,880
	歳出合計	8,288,101	138,328	8,426,429

第 2 表

継 続 費 補 正

(追 加)

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
			千円	令和 6 年度	千円 0
2 総 務 費	1 総務管理費	役場周辺エリア Z E C 化改修等事業	3, 4 4 6, 3 4 7	令和 7 年度	9 1, 5 0 0
				令和 8 年度	4 7 0, 4 3 2
				令和 9 年度	2, 8 8 4, 4 1 5

第 3 表

地 方 債 補 正

(変更)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策債	千円以内 5,000	普通貸借 又は 証券発行	2.0%以内（ただし金利見直し方式で借り入れられる政府資金、地方公共団体金融機関等及び金融機関等について、利率の見直しを行った後の利率）	政府資金、地方公共団体金融機関資金及び金融機関等の融資条件による。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができ	千円以内 8,971	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ

1. 総括
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
11. 地方交付税	3,091,769	100,668	3,192,437
15. 国庫支出金	726,050	44	726,094
16. 道支支出金	312,920	119	313,039
17. 財産収入	76,497	100	76,597
18. 寄附金	151,302	2,100	153,402
19. 繰入金	854,162	2,422	856,584
21. 諸収入	462,790	28,904	491,694
22. 町債	726,700	3,971	730,671
歳入合計	8,288,101	138,328	8,426,429

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国道支出金	地方債	その他	
2. 総務費	2,367,309	8,868	2,376,177	81		589	8,198
3. 民生費	684,216	32,219	716,435	82		20,037	12,100
4. 衛生費	450,611	13,958	464,569			8,300	5,658
5. 農林費	1,614,519	41,286	1,655,805			2,400	38,886
6. 商工費	242,624	843	243,467				843
7. 土木費	510,011	22,986	532,997				22,986
9. 教育費	947,227	16,068	963,295			100	15,968
11. 諸支出金	270,780	2,100	272,880			2,100	
歳出合計	8,288,101	138,328	8,426,429	163		33,526	104,639

2. 歳入

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
款11. 地方交付税	3,091,769	100,668	3,192,437			
項 1. 地方交付税	3,091,769	100,668	3,192,437			
目 1. 地方交付税	3,091,769	100,668	3,192,437			
				1. 地方交付税	100,668	地方交付税 100,668
款15. 国庫支出金	726,050	44	726,094			
項 1. 国庫負担金	151,364	12	151,376			
目 1. 民生費国庫負担金	151,283	12	151,295			
				1. 社会福祉費負担金	12	重層的支援体制整備事業交付金 12
項 2. 国庫補助金	525,467	32	525,499			
目 2. 民生費国庫補助金	32,571	32	32,603			
				2. 児童福祉費補助金	32	子ども・子育て支援交付金 32
款16. 道支出金	312,920	119	313,039			
項 1. 道負担金	92,788	6	92,794			
目 1. 民生費道負担金	92,748	6	92,754			
				1. 社会福祉費負担金	6	重層的支援体制整備事業交付金 6
項 2. 道補助金	208,800	32	208,832			

目 2. 民生費道補助金	35,216	32	35,248				
項 3. 委託金	11,332	81	11,413		32	子育て支援対策事業補助金	32
目 1. 総務費委託金	10,091	81	10,172				
款17. 財産収入	76,497	100	76,597		81	各種統計調査委託金	81
項 2. 財産売払収入	26,956	100	27,056				
目 2. 物品売払収入	9,011	100	9,111				
款18. 寄附金	151,302	2,100	153,402		100	1. 物品売払収入 神田日勝記念美術館物品売払収入	100
項 1. 寄附金	151,302	2,100	153,402				
目 1. 一般寄附金	151,000	2,100	153,100				
款19. 繰入金	854,162	2,422	856,584		2,100	1. 一般寄附金 企業版ふるさと納税寄附金	2,100
項 1. 基金繰入金	850,415	2,400	852,815				
目19. 町営牧場基金繰入金	0	2,400	2,400			本目新設	
					2,400	1. 町営牧場基金繰入金	2,400
						町営牧場基金繰入金	2,400

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
項 2. 特別会計繰入金	3,747	22	3,769			
目 1. 介護保険特別会計繰入金	3,747	22	3,769			
款21. 諸収入	462,790	28,904	491,694			
項 3. 貸付金元利収入	73,163	20,000	93,163			
目 1. 貸付金元利収入	73,163	20,000	93,163			
				1. 貸付金元利収入	20,000	その他貸付金償還金 20,000
項 5. 雑入	373,576	8,904	382,480			
目 1. 雑入	373,576	8,904	382,480			
				1. 雑入	8,904	北海道市町村振興協会交付金 589 子育て短期支援事業利用者負担金 15 ワクチン生産体制等緊急整備基金 8,300
款22. 町債	726,700	3,971	730,671			
項 1. 町債	726,700	3,971	730,671			
目 8. 臨時財政対策債	5,000	3,971	8,971			
				1. 臨時財政対策債	3,971	臨時財政対策債 3,971

3. 歳出

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額		
				国道支出金	地方債				その他	
款 2. 総務費	2,367,309	8,868	2,376,177	81		589	8,198			
項 1. 総務管理費	2,348,765	8,787	2,357,552			589	8,198			
目 3. 財産管理費	26,155	3,000	29,155				3,000			家具・什器購入費 庁舎応接室用机・椅子購入費
目11. 車両管理費	21,117	613	21,730				613			
目13. ライディング パーク費	16,015	475	16,490				475			
目14. ジオパーク事業費	4,920	292	5,212			292				
										7. 報償費 講師等謝礼
										8. 旅費 費用弁償
										10. 需用費 消耗品費
										11. 役務費 チラシ折込料
目16. ゼロカーボン 推進費	97,956	4,407	102,363			297	4,110			
										10. 需用費 修繕料
										13. 使用料及び賃 借料 有料道路通行料
										10. 需用費 修繕料

									7. 報償費		290	講師等謝礼	290
									11. 役員費		7	チラシ折込料	7
									17. 備品購入費		110	電気機器購入費	110
									23. 投資及び出資金		4,000	その他出資金	4,000
項 5. 統計調査費	767	81	848	81									
目 1. 統計費	767	81	848	81					1. 報酬		33	統計調査員報酬	33
									10. 需用費		48	消耗品費	48
款 3. 民生費	684,216	32,219	716,435	82	20,037	12,100							
項 1. 社会福祉費	520,037	32,122	552,159	18	20,022	12,082							
目 2. 心身障がい者 特別対策費	177,057	31,061	208,118		20,000	11,061			13. 使用料及び借 借料		47	システム使用料	47
									18. 負担金補助及 び交付金		8,000	就労継続支援B型事業所増設 補助金	8,000
									20. 貸付金		20,000	その他貸付金	20,000
									22. 償還金利子及 び割引料		3,014	返還金	3,014
目 6. 在宅福祉費	105,994	1,061	107,055	18	22	1,021			11. 役員費				
											110	電話架設料	110

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節 区 分		説 明
				国道支出金	特 定 財 源		金 額	金 額	
					地方債	一般財源			
					その他	一般財源	18. 負担金補助及び交付金	46	地域ふれあいサロン事業補助金
							19. 扶助費	150	高齢者補聴器購入費助成
							22. 償還金利子及び割引料	8	返還金
							27. 繰出金	747	介護保険特別会計繰出金
項 2. 児童福祉費	163,979	97	164,076	64	15	18			
目 2. 児童措置費	77,037	97	77,134	64	15	18			
款 4. 衛生費	450,611	13,958	464,569		8,300	5,658			
項 1. 保健衛生費	364,189	13,958	378,147		8,300	5,658			
目 2. 予防費	18,953	13,000	31,953		8,300	4,700			
							12. 委託料	13,000	健診（検診）委託料
目 3. 保健指導費	20,721	358	21,079			358			
							10. 需用費	193	修繕料
							11. 役務費	165	その他役務費
目 6. へき地保健対策費	3,669	600	4,269			600			
							10. 需用費	600	修繕料

款 5. 農林費	1,614,519	41,286	1,655,805				2,400	38,886				
項 1. 農業費	1,583,969	41,286	1,625,255				2,400	38,886				
目 2. 農業振興費	41,841	163	42,004					163				
									10. 需用費	11	修繕料	11
									17. 備品購入費	152	家具・什器購入費	152
目 3. 農業開発研究費	11,460	64	11,524					64				
									10. 需用費	64	印刷製本費	64
目 4. 畜産業費	438,224	30,092	468,316				2,400	27,692				
									17. 備品購入費	29,920	車両購入費	29,920
											町営牧場用バナー・チカルミキ カー購入費	
									18. 負担金補助及び交付金	172	自衛防疫事業補助金	172
目 7. 農業用水事業費	277,713	10,967	288,680					10,967				
									18. 負担金補助及び交付金	10,967	簡易水道事業会計補助金	7,012
											下水道事業会計補助金	3,955
款 6. 商工費	242,624	843	243,467					843				
項 1. 商工費	242,624	843	243,467					843				
目 2. 観光費	98,874	755	99,629					755				

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分		説 明	
				補正額の特 定 財 源		一般財源	金 額	18. 負担金補助及び交付金	金 額		
				国道支出金	地方債						その他
目 4. 魚族資源保護 対策費	16,985	88	17,073			88		18. 負担金補助及び交付金	755	観光協会活動補助金	755
款 7. 土木費	510,011	22,986	532,997			22,986					
項 1. 道路橋りょう 費	326,203	15,304	341,507			15,304					
目 1. 道路維持費	86,946	6,933	93,879			6,933					
								10. 需用費	2,700	修繕料	2,700
								11. 役務費	600	廃棄物処分料	600
								14. 工事請負費	3,633	単独事業	3,633
目 2. 道路新設改良 費	239,257	8,371	247,628			8,371				鹿追7号線外舗装補修工事	
								14. 工事請負費	8,371	単独事業	8,371
項 3. 都市計画費	42,051	682	42,733			682				鹿追北12線舗装工事	
目 1. 公園緑地費	28,060	682	28,742			682					
								10. 需用費	682	修繕料	682

項 4. 住宅費	82,350	7,000	89,350						7,000			
目 1. 住宅管理費	21,931	7,000	28,931						7,000			
									10. 需用費	7,000	修繕料	7,000
款 9. 教育費	947,227	16,068	963,295	100						15,968		
項 1. 教育総務費	683,788	13,086	696,874							13,086		
目 3. 教育振興費	601,150	12,032	613,182							12,032		
									10. 需用費	1,555	消耗品費	1,555
									17. 備品購入費	10,477	電気機器購入費	10,477
											鹿追高等学校寄宿舎用冷蔵 庫外購入費	
目 4. 財産管理費	2,211	400	2,611					400				
									10. 需用費	400	修繕料	400
目 5. 共同調理場費	59,907	654	60,561					654				
									10. 需用費	654	修繕料	654
項 4. 社会教育費	88,149	1,077	89,226	100				977				
目 2. 社会教育施設費	45,397	594	45,991					594				
									12. 委託料	594	公共施設警備委託料	594
目 4. 神田日勝記念美術館費	18,572	483	19,055	100				383				

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				補正額の財源内訳				区 分	金 額	
				国道支出金	特定財源 地方債	その他	一般財源			
								10. 需用費	483	消耗品費 修繕料
項 5. 保健体育費	58,999	1,905	60,904				1,905			
目 1. 体育振興費	58,999	1,905	60,904				1,905			
款11. 諸支出金	270,780	2,100	272,880			2,100		18. 負担金補助及 び交付金	1,905	体育連盟活動補助金
項 1. 基金費	270,780	2,100	272,880			2,100				
目 1. 基金費	270,780	2,100	272,880			2,100				
								24. 積立金	2,100	鹿追町ふるさと寄附金基金利 子等積立金

令和 6 年度鹿追町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）

第 1 条 令和 6 年度鹿追町の簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既 決 予 定 額)	(補 正 予 定 額)	(計)	
			収 入	支 出
第 1 款 簡易水道事業収益	205,635 千円	7,012 千円	212,647 千円	
第 2 項 営業外収益	81,340 千円	7,012 千円	88,352 千円	
第 1 款 簡易水道事業費用	117,697 千円	7,012 千円		124,709 千円
第 1 項 営業費用	108,500 千円	4,789 千円		113,289 千円
第 3 項 特別損失	1,185 千円	2,223 千円		3,408 千円

第 3 条 予算第 9 条中他会計補助金「69,742 千円」を「76,754 千円」に改める。

令和 6 年 9 月 9 日 提出

鹿追町長 喜井知己

令和6年度鹿追町簡易水道事業会計補正予算説明書

収益的収入及び支出

収入 (単位：千円)

款	項	目	予定額	補正額	計	説	明
1 収入 簡易水道事業益			205,635	7,012	212,647		
	2 営業外収益		81,340	7,012	88,352		
		1 他会計補助金	24,780	7,012	31,792	一般会計補助金	7,012 千円追加

支出

(単位：千円)

款	項	目	予定額	補正額	計	説	明
1 費用 簡易水道事業用			117,697	7,012	124,709		
	1 営業費用	1 原水及び浄水費	108,500	4,789	113,289		
		2 配水及び給水費	17,582	1,350	18,932	修繕費	1,350 千円追加
	3 特別損失		18,428	3,439	21,867	修繕費	3,439 千円追加
			1,185	2,223	3,408		
		2 その他特別損失	1,185	2,223	3,408	その他特別損失	2,223 千円追加

令和 6 年度鹿追町下水道事業会計補正予算（第 1 号）

第 1 条 令和 6 年度鹿追町の下水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既 決 予 定 額)	(補 正 予 定 額)	(計)	
			収 入	支 出
第 1 款 下水道事業収益	296,659 千円	3,955 千円	300,614 千円	
第 2 項 営業外収益	85,667 千円	3,955 千円	89,622 千円	
第 1 款 下水道事業費用	252,178 千円	3,955 千円		256,133 千円
第 1 項 営業費用	236,366 千円	3,955 千円		240,321 千円

第 3 条 予算第 10 条中他会計補助金「160,752 千円」を「164,707 千円」に改める。

令和 6 年 9 月 9 日 提出

鹿追町長 喜井知己

令和6年度鹿追町下水道事業会計補正予算説明書

収益的収入及び支出

収入

(単位：千円)

款	項	目	予定額	補正額	計	説	明
1 下水道事業	1 収益		296,659	3,955	300,614		
		2 営業外収益	85,667	3,955	89,622		
		1 他会計補助金	6,931	3,955	10,886	一般会計補助金	3,955 千円追加

支出

(単位：千円)

款	項	目	予定額	補正額	計	説	明
1 下水道事業	1 費用		252,178	3,955	256,133		
		1 営業費用	236,366	3,955	240,321		
		2 処 理 場 費	48,617	3,955	52,572	修繕費	3,955 千円追加

令和 6 年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度鹿追町の介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,057 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 551,483 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 9 月 9 日 提出

鹿追町長 喜井 知己

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 介護保険料		123,721	10	123,731
	1. 介護保険料	123,721	10	123,731
4. 支払基金交付金		140,691	12	140,703
	1. 支払基金交付金	140,691	12	140,703
6. 繰入金		84,414	747	85,161
	1. 一般会計繰入金	84,413	747	85,160
7. 繰越金		1	5,288	5,289
	1. 繰越金	1	5,288	5,289
歳入合計		545,426	6,057	551,483

(単位：千円)

(歳出)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		13,482	747	14,229
	1. 総務管理費	8,477	747	9,224
6. 諸支出金		3,799	5,310	9,109
	1. 償還金及び還付加算金	52	5,288	5,340
	2. 繰出金	3,747	22	3,769
歳出合計		545,426	6,057	551,483

1. 総括
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 介護保険料	123,721	10	123,731
4. 支払基金交付金	140,691	12	140,703
6. 繰入金	84,414	747	85,161
7. 繰越金	1	5,288	5,289
歳入合計	545,426	6,057	551,483

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国道支出金	地方債	その他	
1. 総務費	13,482	747	14,229			747	
6. 諸支出金	3,799	5,310	9,109			12	5,298
歳出合計	545,426	6,057	551,483			759	5,298

2. 歳入

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
款 1. 介護保険料	123,721	10	123,731			
項 1. 介護保険料	123,721	10	123,731			
目 1. 第1号被保険者 保険料	123,721	10	123,731	1. 現年度分	10	現年度分 10
款 4. 支払基金交付金	140,691	12	140,703			
項 1. 支払基金交付金	140,691	12	140,703			
目 2. 地域支援事業交 付金	2,294	12	2,306	1. 現年度分	12	法定負担金 12
款 6. 繰入金	84,414	747	85,161			
項 1. 一般会計繰入金	84,413	747	85,160			
目 4. その他一般会計 繰入金	14,497	747	15,244	1. 職員給与費等繰 入金	747	一般会計繰入金 747
款 7. 繰越金	1	5,288	5,289			
項 1. 繰越金	1	5,288	5,289			
目 1. 繰越金	1	5,288	5,289	1. 前年度繰越金	5,288	前年度繰越金 5,288

3. 歳出

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債				
款 1. 総務費	13,482	747	14,229			747			
項 1. 総務管理費	8,477	747	9,224			747			
目 1. 一般管理費	8,477	747	9,224			747			
							3. 職員手当等	747	職員諸手当 747
款 6. 諸支出金	3,799	5,310	9,109			12			
項 1. 償還金及び還付加算金	52	5,288	5,340						
目 2. 償還金	1	5,288	5,289						
									返還金 5,288
項 2. 繰出金	3,747	22	3,769			12		10	
目 1. 他会計繰出金	3,747	22	3,769			12		10	
							27. 繰出金		介護保険特別会計繰出金 22

議案第 60 号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年9月9日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

記

- 1 取得財産の表示 瓜幕バイオガスプラントバイオ液肥散布作業機械購入一式
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 30,580,000円
- 4 契約の相手方 芽室町東芽室北1線14-1
株式会社 コーンズ・エージー帯広支店
支店長 大西 大介

同意第 2 号

鹿追町公平委員会委員の選任について

次の者を鹿追町公平委員会の委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 鹿追町緑町2丁目2番地9
氏 名 石川 修
昭和20年9月23日生

令和6年9月9日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

提案理由

鹿追町公平委員会委員 石川修 氏の任期が令和6年9月26日で満了になることによる。

同意第 3 号

鹿追町教育委員会委員の任命について

次の者を鹿追町教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 鹿追町鹿追北1線6番地2
氏 名 上 嶋 陽 子
昭和52年5月5日生

令和6年9月9日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

提案理由

鹿追町教育委員会委員 上嶋陽子 氏の任期が令和6年9月30日で満了になることによる。

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

記

住 所 鹿追町緑町1丁目15番地1

氏 名 三 好 紀 子

昭和35年7月12日生

令和6年9月9日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

認定第 1 号

令和5年度鹿追町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度鹿追町一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月9日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

認定第 2 号

令和 5 年度鹿追町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度鹿追町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 9 日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

認定第 3 号

令和 5 年度鹿追町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度鹿追町簡易水道特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 9 日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

認定第 4 号

令和 5 年度鹿追町下水道特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度鹿追町下水道特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 9 日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

認定第 5 号

令和 5 年度鹿追町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度鹿追町介護保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 9 日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

認定第 6 号

令和 5 年度鹿追町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度鹿追町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 9 日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

認定第 7 号

令和 5 年度鹿追町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定について

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、令和 5 年度鹿追町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 9 日提出

鹿追町長 喜 井 知 己